

## (参考1) 経緯

- 平成17年4月7日 公正取引委員会が独占禁止法に違反したとして3事業者に対して排除勧告。のちに3事業者とも応諾。
- 平成17年4月22日 日本道路公団において、3事業者に対し指名停止措置。
- 平成18年2月7日 公正取引委員会が3事業者に対して課徴金納付命令。
- 平成18年6月28日 NEXCO 東日本、NEXCO 中日本及び NEXCO 西日本並びに日本高速道路保有・債務返済機構が3事業者に対して違約金を請求。

## (参考2) 工事請負契約書の違約金条項

[平成15年6月10日～平成16年8月30日の間に適用していた工事請負契約書記載]

### (談合等不正行為があった場合の違約金)

第45条の2 乙(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

### (賠償金等の徴収)

第51条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲が指定する期間を経過した日から請負代金支払の日までの間年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と甲が支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。